

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿 「返還誓約書」を提出するにあたり、「返還誓約書」上で訂正(変更)又は新規に追加した内容を届け出ます。

この用紙の提出のみでは訂正(変更)・新規追加はできません。必ず返還誓約書上でも訂正(変更)・新規追加を行ってください。	記入必須	奨学生本人	訂正届記入日	年	月	日	奨学生番号	1	0	—	学籍番号				
			住民票に記載の住所	〒	—		都道府県		電話番号	—	—				
			フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年	月	日	携帯番号	—	—	
			氏名	姓		名				※奨学生本人の氏名・フリガナ・生年月日の訂正(変更)には別途手続きが必要です(この用紙に記入する際には正しい(変更後の)内容で記入してください)。					
			訂正(変更)・新規追加がある場合は該当に○印を付けて下さい。		郵便番号・住所・電話番号・携帯番号										
	返還誓約書上で訂正(変更)	(連帯保証人)	人的保証人	印鑑登録証明書に記載の住所	〒	—		都道府県		電話番号	—	—			
				フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年	月	日	携帯番号	—	—
				氏名	姓		名	勤務先名				無職の場合、記入不要			
				訂正(変更)事由				続柄		続柄コード		勤務先Tel	—	—	
								※続柄コードについては裏面参照のこと			※「誓約日」(返還誓約書「借入金額」の上部に印字)の時点で奨学生本人が未成年の場合、親権者1欄へも記入してください。				
		(保証人)	人的保証人	印鑑登録証明書に記載の住所	〒	—		都道府県		電話番号	—	—			
				フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年	月	日	携帯番号	—	—
				氏名	姓		名	勤務先名				無職の場合、記入不要			
				訂正(変更)事由				続柄		続柄コード		勤務先Tel	—	—	
								※続柄コードについては裏面参照のこと			※父母は選任できません。選任条件を確認してください(この用紙の裏面に記載)。				
	機関保証	連絡先	現住所	〒	—		都道府県		電話番号	—	—				
			フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年	月	日	携帯番号	—	—	
			氏名	姓		名	勤務先名				※奨学生本人以外でなければなりません。				
			訂正(変更)事由				続柄		続柄コード		※続柄コードについては裏面参照のこと				
							※続柄コードについては裏面参照のこと								
親権者1		現住所	〒	—		都道府県		電話番号	—	—					
		フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年	月	日	携帯番号	—	—		
		氏名	姓		名	勤務先名				※「誓約日」(返還誓約書「借入金額」の上部に印字)の時点で奨学生本人が未成年の場合で、親権者1に訂正(変更)がある場合のみ、この親権者1欄に記入してください。					
		訂正(変更)事由				続柄		続柄コード		※続柄コードについては裏面参照のこと					
						※続柄コードについては裏面参照のこと									
親権者2	現住所	〒	—		都道府県		電話番号	—	—						
	フリガナ	セイ		メイ	生年月日	昭・平	年	月	日	携帯番号	—	—			
	氏名	姓		名	勤務先名				※「誓約日」(返還誓約書「借入金額」の上部に印字)の時点で奨学生本人が未成年の場合で、親権者2に訂正(変更)がある場合のみ、この親権者2欄に記入してください。						
	訂正(変更)事由				続柄		続柄コード		※続柄コードについては裏面参照のこと						
					※続柄コードについては裏面参照のこと										

※氏名欄にアルファベットを記入することはできません。カタカナ表記で記入してください。

※この届出用紙は高専予約・編入学の2における返還誓約書記載事項訂正届を兼ねます。

※この届出用紙の写し(コピー)はご自身でご用意ください。学校へ提出後、日本学生支援機構からはこの届出用紙の写しを発行しません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸付業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

I この様式について

(1) この様式は「返還誓約書」の提出にあたり、印字された事項を訂正(変更)する場合又は新規に情報を追加する場合に使用します。

次の場合には使用できませんのでご注意ください。

- ① 「返還誓約書」の署名・押印のみの訂正
⇒この様式の提出は必要ありません。
- ② 「返還誓約書」の奨学生本人の氏名・性別・生年月日の訂正
⇒別途手続きが必要です。学校窓口に申し出てください。
他の訂正のためにこの用紙を使用する場合、本人記入欄は訂正後の正しい内容を記入してください。

- ③ 「返還誓約書」提出後の住所や人物の変更の届出
⇒学校窓口に申し出てください。

(2) この様式の記入に、字を消すことができる筆記具(鉛筆、消せるボールペン等)は使用できません。

記入を誤った場合は、原則訂正せず、新たな用紙で再作成してください。

(3) 連帯保証人・保証人の「住民票住所」は、印鑑登録証明書に記載の住所と同一です(別途、住民票の確認は不要です)。

II 訂正方法の取り扱い

「返還誓約書」上での主な訂正方法は以下のとおりです。

不明な点がありましたら、学校窓口までお問い合わせください。

訂正(変更)内容	訂正方法
連帯保証人・保証人等の人物変更	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)し、署名押印欄に新たな人物が署名押印。この様式の本人欄及び変更する人物の欄を全て記入。
連帯保証人・保証人等の氏名訂正(変更)	「返還誓約書」の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)し、当該人物の署名押印欄に正しい(訂正後の)氏名で署名押印。この様式の本人欄及び氏名訂正した人物の欄を全て記入。
印字されていない人物・項目の追加	「返還誓約書」の印字されていない部分に当該人物が直接記入し、署名押印。この様式の本人欄及び印字されていない部分があった人物の欄を全て記入。
上記以外の項目の訂正(変更)	返還誓約書の印字を二重線で訂正(訂正印は押印欄と同じ印)の上、この様式の本人欄及び訂正があった人物の欄を全て記入(本人の氏名、刃がナ、生年月日の訂正は別途手続きが必要)。

※「続柄」欄には奨学生本人から見た具体的な続柄を記入し、次のコード表の対応する数字(3桁)を

--	--	--

 に記入してください。

続柄	コード
父	111
母	211
兄弟	321
姉妹	323
祖父	421
祖母	423
おじ	431
おば	433

続柄	コード
甥	435
姪	437
いとこ	441
子	411
その他(4親等以内)	443
その他(知人等)※	491

続柄	コード
兄弟(未成年後見人)	322
姉妹(未成年後見人)	324
祖父(未成年後見人)	422
祖母(未成年後見人)	424
おじ(未成年後見人)	432
おば(未成年後見人)	434

続柄	コード
その他(4親等以内・未成年後見人)	444
その他(知人等・未成年後見人)	492

※義父母・離婚した父母等を保証人に選任する場合は「その他(知人等)」の取扱いとなりますので、「義父」「離婚した父」等と記入したうえで、コード「491」と記入してください。

III 連帯保証人・保証人の選任条件

(1) 連帯保証人…次の条件すべてに該当する必要があります。

- ① 奨学生本人が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること。
- ② 奨学生本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人のおじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ③ 返還誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点で未成年者でないこと。
また、返還誓約書の提出後に連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でないこと
- ④ 学生でないこと。
- ⑤ 奨学生本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
- ⑥ 債務整理中(破産等)でないこと。
- ⑦ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

(2) 保証人…次の条件すべてに該当する必要があります。

- ① 奨学生本人及び連帯保証人と別生計であること。
- ② 奨学生本人の父母を除く、おじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。
- ③ 返還誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点で65歳未満であること。
また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳未満であること。
- ④ 返還誓約書の誓約日(奨学金の申込日)時点で未成年者でないこと。
また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でないこと。
- ⑤ 学生でないこと。
- ⑥ 奨学生本人または連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。
- ⑦ 債務整理中(破産等)でないこと。
- ⑧ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に奨学生本人が満45歳を超える場合、その時点で60歳未満であること。

※連帯保証人の②、保証人の②③については、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます。要件等は『奨学生のしおり』24頁を参照してください。